



平成 29 年 5 月 26 日

各 位

会社名 平 田 機 工 株 式 会 社  
代表者名 代 表 取 締 役 社 長 平 田 雄 一 郎  
(コード番号：6258)  
問合せ先 執行役員経理部長兼IR・広報担当 藤本 靖博  
(電話 0 9 6 - 2 7 2 - 5 5 5 8 )  
(URL <http://www.hirata.co.jp>)

### 株式報酬型ストックオプション（新株予約権）の付与に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、既に当社第 57 回定時株主総会にてご承認頂いている金銭報酬額とは別枠で、取締役（社外取締役を除く。）に対して報酬として株式報酬型ストックオプション（新株予約権）を付与することのご承認を求める議案を、平成 29 年 6 月 27 日開催予定の当社第 66 回定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行する理由

当社の取締役（社外取締役を除く。）に対して、その報酬と当社の業績および株式価値との連動性をより一層強めることにより、取締役が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めるためであります。

#### 2. 新株予約権の内容

取締役（社外取締役を除く。）に報酬として発行する 2 種類の新株予約権の内容は次のとおりであります。なお、各事業年度に係る定時株主総会の日から 1 年以内に発行する新株予約権の上限は 2 種類のストックオプションを合わせて 500 個を超えないものといたします。

#### (1) 在任中に権利行使可能な株式報酬型ストックオプション

##### ①新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とし、1 個当たりの新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」といいます。）は 100 株といたします。

なお、当社が株式分割、株式無償割当てまたは株式併合等を行う場合で付与株式数の調整を行うことが適切なときには、次の算式により付与株式数を調整するものといたします。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権についてのみ行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものといたします。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割、株式無償割当てまたは株式併合の比率

また、当社が吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合には、当社は、合併比率等に応じ必要と認める付与株式数の調整を行うことができるものといたします。

#### ②新株予約権の上限

500 個を各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内に発行する新株予約権の上限とし、割当ていたします。ただし、本総会終結の日以後において、上記(1)①に定める場合に該当する場合には、同様の調整をおこなうものといたします。なお、当該上限個数は、2種類を合わせた個数といたします。

#### ③新株予約権の払込金額

新株予約権の割当日においてブラック・ショールズモデル等により算出した公正価額を払込金額といたします。なお、当該払込金額は、同額の当社に対する報酬債権と相殺するものといたします。

#### ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当りの払込金額1円に付与株式数を乗じた金額といたします。

#### ⑤新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から5年以内の範囲で取締役会が定める期間といたします。

#### ⑥新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」といいます。）は、権利行使時において、当社または子会社の取締役もしくは執行役員の地位にある場合に限り、新株予約権を行使できるものといたします。

その他の権利行使の条件は、取締役会が定めるものといたします。

#### ⑦新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものといたします。

#### ⑧新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものといたします。

#### ⑨新株予約権のその他の内容

上記①から⑧の細目および新株予約権に関するその他の内容等については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めることといたします。

### (2) 退任後に権利行使可能な株式報酬型ストックオプション

#### ①新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とし、1個当たりの新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」といいます。）は100株といたします。

なお、当社が株式分割、株式無償割当てまたは株式併合等を行う場合で付与株式数の調整を行うことが適切なときには、次の算式により付与株式数を調整するものといたします。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものといたします。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割、株式無償割当てまたは株式併合の比率

また、当社が吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合には、当社は、合併比率等に応じ必要と認める付与株式数の調整を行うことができるものといたします。

#### ②新株予約権の上限

500 個を各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内に発行する新株予約権の上限とします。ただし、本総会終結の日以後において、上記(2)①に定める場合に該当する場合には、同様の調整を行うものといたします。

なお、当該上限個数は、2種類を合わせた個数といたします。

③新株予約権の払込金額

新株予約権の割当日においてブラック・ショールズモデル等により算出した公正価額を払込金額といたします。なお、当該払込金額は、同額の当社に対する報酬債権と相殺するものといたします。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当りの払込金額1円に付与株式数を乗じた金額といたします。

⑤新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から5年以内の範囲で取締役会が定める期間といたします。

⑥新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」といいます。）は、当社または子会社の取締役もしくは執行役員、監査役、相談役、顧問のいずれの地位をも喪失した日の翌日から新株予約権を行使できるものといたします。

その他の権利行使の条件は、取締役会が定めるものといたします。

⑦新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものといたします。

⑧新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものといたします。

⑨新株予約権のその他の内容

上記（2）①から（2）⑧の細目および新株予約権に関するその他の内容等については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めることといたします。

以 上